

葛飾区地域公共交通会議設置要綱

4 葛都交第 269 号
令和 5 年 1 月 10 日
区 長 決 裁

(設置)

第 1 条 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 4 条第 2 項ただし書に規定する地域公共交通会議として、葛飾区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 循環バス等の運行計画及び事業の管理に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第 3 条 交通会議の委員は、葛飾区長（以下「区長」という。）又はその指名する者及び別表に掲げる関係機関、団体等に属する者又は同表に掲げる職にある者から区長が委嘱するものをもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 交通会議に会長及び副会長を各 1 名置き、委員の互選により選任された者をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第 6 条 交通会議は、会長が招集する。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 交通会議の議事の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため交通会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(交通会議の書面開催)

第7条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため委員の招集が困難であると会長が認める場合は、委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を書面の郵送又は持ち回りにより行い、委員の過半数からの書面による回答が得られた際に、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

2 書面開催時の議事の議決方法は、前条第3項の規定に準じ、書面による回答のあった委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会議の公開)

第9条 交通会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

(1) 会議において取り扱う情報が、葛飾区情報公開条例(平成4年葛飾区条例第30号)第9条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 前号のほか、交通会議が必要と認めるとき。

2 交通会議の非公開の決定方法、公開の方法その他会議の公開に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の事務局を都市整備部交通政策課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項(第9条第2項に規定する事項を除く。)は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、令和6年1月17日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

別表（第3条関係）

委 員	一般乗合旅客自動車運送事業者
	一般乗用旅客自動車運送事業者
	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
	葛飾区民又は公共交通機関の利用者の代表
	国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
	区長以外の道路管理者
	交通管理者
	学識経験者

備考 この表に掲げるもののほか、区長が必要と認めるものにおいても、別途委員として委嘱することができる。